

**PPP／PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)(案)**  
**参考資料**

**2018年5月14日**  
**第14回計画部会**

# 事業規模集計(平成25～28年度)

PPP/PFI推進アクションプランにおける 事業規模目標(H25～34年度:10年間)		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	計 (H25～28年度)
類型Ⅰ コンセッション事業	7兆円(目標)	—円	0兆円	5.1兆円	0.5兆円	5.6兆円
類型Ⅱ 収益型事業	5兆円(目標)	0.4兆円	0.3兆円	0.9兆円	0.8兆円	2.4兆円
類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	4兆円(目標)	0.3兆円	0.3兆円	0.3兆円	0.5兆円	1.3兆円
類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	5兆円(目標)	0.6兆円	0.5兆円	0.5兆円	0.6兆円	2.2兆円
合計	21兆円(目標)	1.3兆円	1.0兆円	6.7兆円	2.4兆円	11.5兆円

- 当該年度に契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の売上を一括計上(契約期間は10年を超えるものを含む)。
- 平成28年度において、類型Ⅰは2件(愛知県有料道路運営等事業、みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業)の契約が締結され、約0.5兆円の事業規模となった。なお、平成27年度の5.1兆円のうち、5.0兆円は関西国際空港・大阪国際空港。

# 歳出削減・歳入増加効果(平成25～28年度)

○歳出削減・歳入増加効果(一括計上基準※)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	計 (H25～28年度)
類型Ⅰ コンセッション事業	－円	0百億円	0百億円	0百億円	0百億円
類型Ⅱ 収益型事業	3百億円	3百億円	8百億円	8百億円	22百億円
類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	12百億円	3百億円	8百億円	16百億円	40百億円
類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	6百億円	5百億円	4百億円	6百億円	21百億円
合 計	22百億円	11百億円	20百億円	30百億円	83百億円

※当該年度に契約締結した事業から見込まれる契約期間中の歳出削減・歳入増加効果を一括計上(契約期間は10年をこえるものを含む)。

○歳出削減・歳入増加効果(単年度計上基準※)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
合 計	2百億円	3百億円	9百億円	9百億円

※目標期間内(平成25年度以降)に契約締結した事業から見込まれる毎年度の歳出削減・歳入増加効果を各年度で計上。

# コンセッション事業等の重点分野の進捗状況

平成30年4月1日時点

## 空港

- 但馬空港** 平成27年1月から運営事業を実施中。
- 関西国際空港  
大阪国際空港** 平成28年4月から運営事業を実施中。
- 仙台空港** 平成28年7月から運営事業を実施中。
- 神戸空港** 平成30年4月から運営事業を実施中。
- 高松空港** 平成30年4月から運営事業を実施中。
- 鳥取空港** 平成30年7月の事業開始に向け、平成30年1月に優先交渉権者を選定。
- 静岡空港** 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年3月に優先交渉権者を選定。
- 福岡空港** 平成31年4月の事業開始に向け、平成29年5月に募集要項を公表。
- 熊本空港** 平成32年4月頃の事業開始に向け、平成30年3月に募集要項を公表。
- 北海道内7空港** 平成32年度の事業開始に向け、平成30年3月に実施方針を公表。
- 南紀白浜空港** 平成31年4月の事業開始に向け、平成29年3月に実施方針条例を制定。
- 広島空港** 平成33年4月頃の事業開始に向け、平成29年10月にマーケットサウンディングを開始。

## 道路

- 愛知県道路公社** 平成28年10月から運営事業を実施中。

## 水道

- 大阪市** 平成27年2月・平成28年2月に実施方針に関する条例改正案を議会に提出したが、成立しなかった(検討継続中)。
- 奈良市** 平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出したが、成立しなかった。平成29年度にデューデリジエンスを実施(検討継続中)。
- 浜松市** 平成29年度にマーケットサウンディングを開始。
- 伊豆の国市** 平成29年度にデューデリジエンスを実施。
- 宮城県** 平成29年度にデューデリジエンスを実施。
- 村田町** 平成29年度にデューデリジエンスを実施。

## 下水道

- 浜松市** 平成30年4月から運営事業を実施中。
- 須崎市** 平成30年2月に実施方針を公表。
- 奈良市** 平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出したが、成立しなかった。平成29年度にデューデリジエンスを実施(検討継続中)。
- 三浦市** 平成28年12月に事業の調査・審議を行う審議会を設置する条例が公布。
- 宇部市** 平成29年度にデューデリジエンスを実施。
- 村田町** 平成29年度にデューデリジエンスを実施。

## 文教施設

- 旧奈良監獄** 平成31年10月の史料館運営開始に向け、平成29年12月に実施契約を締結。
- 有明アリーナ** 平成30年度の事業者の募集・選定に向け、平成29年12月に実施方針を公表。
- (仮称)大阪新美術館** 平成29年11月にマーケットサウンディングを開始。  
※文教施設を重点分野に設定する以前である平成27年7月から国立女性教育会館が運営事業を実施中。

## 公営住宅

※収益型事業・公的不動産利活用事業を含む。

- 神戸市(東多聞台)** 平成28年12月に事業契約を締結。
- 池田市(石橋)** 平成29年6月に事業契約を締結。
- 岡山市(北長瀬)** 平成29年9月に事業契約を締結。
- 東京都(北青山)** 平成30年2月に事業契約を締結。
- 愛知県(東浦)** 平成30年3月に事業契約を締結。
- 大阪府(吹田佐竹台・吹田高野台)** 平成30年3月に事業契約を締結。
- 埼玉県(大宮植竹)** 平成29年5月に基本協定を締結。
- 京都市(八条)** 平成30年1月に事業予定者を決定。

## MICE施設

- 横浜市** 平成32年4月の事業開始に向け、平成29年3月に実施契約を締結。
- 愛知県** 平成31年9月の事業開始に向け、平成29年12月に優先交渉権者を決定。





PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価 （各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案 （改定アクションプランの記載案）	
記載要領 →	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組（以下「本取組」という。）を抜粋して記載しています。						本取組に関し、平成29年度末までに実施した取組（実施予定のものを含む。）について、何をいつ実施したか等を具体的かつ定量的に記載してください。	期限が平成29年度末までの事項及び今回取組完了とする事項 ○：達成 ×：未達  上記以外（継続取組事項） A：十分に進捗している B：相当程度進捗している C：進捗が大きくない -：重点分野の件数目標期間中	本取組に係り、PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案を期限とともに記載してください。	
1	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	①国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、未策定団体の訪問等により、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施する。	(平成29年度末まで)	<内閣府>	内閣府	個別訪問やイベント（プラットフォーム等）、電話等を通じて、未策定団体に対して策定の再要請及び状況のヒアリング・課題解消に向けた助言支援等を実施すると共に、多くの団体が共通して抱える課題（算出したVFMの妥当性、客観性のある定性評価、調査費用の捻出等）を平成29年12月の優先的検討部会にて整理したところであり、今後対策を検討することとした。また、平成29年度末の国及び全ての地方公共団体の策定状況を現在調査中であり、4月以降に公表予定である。	×	優先的検討規程の策定のため、団体訪問等による支援を継続的に実施しているが、全団体での策定は完了していないため。	国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施するとともに、毎年度策定状況を公表する。（平成30年度から）<内閣府>
2	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	②優先的検討規程の運用状況をフォローアップし、既に策定した運用の手引を踏まえ、運用上の課題の抽出と対応策の検討を行うことにより、運用状況の適正化を図る。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	本年9月末時点の策定率及び策定・運用の課題を把握するべく、国・全地方公共団体に対して上期フォローアップ調査を実施した。また、優先的検討に関する優良事例の取組を実施している地方公共団体へヒアリングも実施しており、それらの結果を踏まえ12月の優先的検討部会において、運用における論点を整理したところである。	A	フォローアップ調査や優先的検討に関する今後の論点整理を滞りなく実施できているため。	【継続】
3	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	③優先的検討規程の策定及び運用を行う人口20万人未満の地方公共団体に対する支援事業を実施する。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	平成29年度、支援対象とする人口20万人未満の地方公共団体（米子市）を選定（6月）。業務を委託するコンサルタントを決定し、優先的検討規程策定と規程運用の初期段階の支援を実施。	A	支援対象機関において、規定の策定と案件形成に向けた取組が進んでいるため	優先的検討規程の策定及び運用を行い、具体的な案件形成に取り組む地方公共団体に対する支援事業を実施する。（平成29年度から）<内閣府>

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組		進捗度評価 （各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案 （改定アクションプランの記載案）
4	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	④上下水道における優先的検討規程の策定及び実効性のある運用が行われるよう国においてフォローアップを行う。	(平成29年度から)	<厚生労働省、国土交通省>	厚生労働省	平成29年3月31日に策定した「水道事業におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定ガイドライン」を厚生労働省のホームページに掲載し、活用を図っている。また、「水道分野における官民連携協議会」において、地方公共団体である水道事業者等に対して改めて同規程の活用を周知した（4回実施）。	A	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組の通り実施されているため。	【取組番号2に統合】
						国土交通省 水管理・国土保全局	平成29年1月に下水道事業における優先的検討規程に関するガイドラインを策定し、国土交通省のホームページに掲載して、地方公共団体に周知した。また、平成29年2月に同ガイドラインに関する勉強会を開催するとともに、優先的検討規程に係る相談について適宜対応を実施し、地方公共団体向けの説明会等において周知をした。	A	地方公共団体が優先的検討規程を策定する際に参考となるガイドラインを公表し、説明会を実施している。また、地方公共団体向けの説明会等において周知しているため。	
5	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑤PPP/PFIの導入検討を一部要件化した事業分野（公営住宅、下水道）について、着実に運用を実施する。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省 住宅局 水管理・国土保全局	(水局) 平成29年度予算から、社会資本整備総合交付金等において、人口20万人以上の地方公共団体における下水処理施設の改築にあたってのコンセッション導入検討の要件化や下水汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI導入の原則化を運用している。 また、適用状況を踏まえ、必要に応じてコンセッションの検討内容を改善する。 (住宅局) 地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、 ・平成28年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化 ・平成29年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化を行い、事業を実施。	A	(水局) 平成29年度予算から、PPP/PFIの導入検討を一部要件化し、着実に運用を実施しているため。 (住宅局) 地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、PPP/PFIの導入検討を一部要件化のうえ事業を実施しており、着実に進捗中。	【継続】 ※取組番号6との統合に伴い、「PPP/PFIの導入検討を一部要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園）について、着実に運用を実施する。」に記載変更
6	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑥都市公園の交付金事業の実施の際、平成29年の都市公園法の改正により新たに設ける公募設置管理制度を含むPPP/PFIの導入検討を一部要件化する。	(平成29年度まで)	<国土交通省>	国土交通省 都市局	社会資本整備総合交付金等の都市公園事業の事業要件に次の規程を追加（平成29年6月）。  「なお、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、（中略）平成29年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含むPPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件とする。（後略）」	○	「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改訂版）」に基づき、予定通り対応済み。	【取組番号5に統合】



PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価 （各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案 （改定アクションプランの記載案）	
7	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑦優先的検討の優良事例の横展開の具体的推進を図る。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	地方公共団体へのヒアリングを実施しており、年度内に他の地方公共団体の参考となる情報を整理した後、横展開する予定である。	B	地方公共団体へのヒアリングを実施したものの、地方公共団体の経験値に応じた分かりやすい情報の横展開が十分には実施できていないため。	具体的な案件形成が実際に進むように、実施主体の経験に応じた支援・情報（優良事例等）の横展開を図る。なお、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等を通じて手続きの簡易化が可能である旨を周知するとともに、広域化とPPP/PFIの検討を連携して行うことが有効となるケースも存在する旨も周知する。（平成30年度から）<内閣府>
8	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑥地域の実情や運用状況を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る。その際、実効性が上がる方策について、具体的に検討する。	(平成29年度末まで)	<内閣府>	内閣府	フォローアップ調査で人口20万人未満の地方公共団体における課題について把握し、12月の優先的検討部会において今後の論点も整理済である。また、ヒアリング調査した優先的検討に関する小規模地方公共団体の取組を整理し、今後横展開を図る予定。	×	人口20万人未満の地方公共団体について、策定・運用状況のフォローアップとヒアリングによる課題把握・論点整理を本年度行ったものの、具体的な対策の検討は今後の課題となったため。	地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、経験の少ない地方公共団体にも分かりやすい情報の横展開を図る。（平成30年度から）<内閣府>  PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも実施主体の裾野拡大を図るため、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。（平成30年度から）<内閣府>
9	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	①人口20万人以上の地方公共団体を中心に全国で地域プラットフォームを47以上形成する。	(平成30年度末まで)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	平成29年度末までに計16地域の地域プラットフォーム形成支援を実施（平成27年度：5地域、平成28年度：5地域、平成29年度：6地域）	○	形成数47以上の目標達成に向けて順調に形成が進んでいるため。	【完了】
						国土交通省 総合政策局	平成29年度までに、計36地域を支援している。	○	平成29年度までに内閣府とあわせて47以上の地域プラットフォーム形成支援しているため。	

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況				
	章	節	内容	期限	担当府省庁	回答府省庁	平成29年度末までの取組	進捗度評価 （各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案 （改定アクションプランの記載案）	
10	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	②地方ブロック単位で形成されたブロックプラットフォームについては、平成28年度末までに人口20万人以上の地方公共団体を中心に平成28年版で設定した目標団体数を超える191団体が参画しており、今後は人口20万人未満の地方公共団体への参画を働きかけ、団体数の更なる増加を図る。	(平成30年度末まで)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省 総合政策局	平成29年度は、人口20万人未満の地方公共団体への参画をはたらきかけ、団体数の更なる増加を図っている。	○	平成30年1月時点で参画自治体数307となっており、参画団体数がさらに増加しているため。	【完了】
						内閣府	国土交通省と連携し、ホームページで募集をするとともに、各地方公共団体を訪問した際に参加の働きかけを実施。	○	平成28年度までに191団体が参画しており、今年度は人口20万人未満の地方公共団体への参画を働きかけ、団体数の更なる増加を図っているため。	
11	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	③運用マニュアルの周知を図り、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。	(平成29年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	地方ブロックプラットフォームや各種講演の機会等を活用してマニュアルの周知を図り、地域プラットフォームの形成や運営の参考にしてもらうよう働きかけを実施。また、既存プラットフォームに対しても周知し、今後の運営においてマニュアルを参考にしてもらうよう働きかけを実施。	A	地方ブロックプラットフォーム等を通じた働きかけを実施できているため	【継続】
						国土交通省 総合政策局	ブロックプラットフォームにおいて周知している。	A	地方ブロックプラットフォームにてPPP/PFI地域プラットフォーム運用マニュアル（概要）を配布して周知を図っているため。	

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答)

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価(各府省庁による自己評価)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)	
12	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	④地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	既存プラットフォームの活動状況を確認する際に、併せて専門家派遣の活用を紹介。要望に応じて専門家の派遣や内閣府職員による対応を実施中。	A	多くの既存地域プラットフォームにおいて対応を実施しているため。	【継続】
						国土交通省 総合政策局	平成29年11月に「国土交通省PPPサポーター制度」を創設した。ノウハウを有し、経験豊かな地方公共団体職員等や専門家を「国土交通省PPPサポーター」に任命し、地方公共団体等からの質問や派遣依頼に対応している。	A	平成29年11月のサポーター制度創設により地方公共団体からの情報提供や助言の依頼に対し、着実に対応しているため。	
13	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	⑤複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援する。	(平成29年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	平成29年度において複数の地方公共団体等で構成される広域的な5地域(石川県域、岐阜県域、三重県域、京都府域、宮崎県域)の地域プラットフォーム形成・運営を支援。	A	5地域の広域的な地域プラットフォームを支援しているため	⑤複数の地方公共団体・民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援する。
						国土交通省 総合政策局	平成29年度までに、計7地域を支援している。	A	平成29年度までに計7地域の広域的な地域プラットフォームの形成支援をしており、着実に広域的な地域プラットフォームの形成支援数を増加させているため。	

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価 （各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案 （改定アクションプランの記載案）	
14	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	⑥地方公共団体等に対して、地域プラットフォームの形成数や具体的案件形成数等の実施状況のフォローアップを実施し、結果を公表する。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	地方公共団体等にアンケートを実施し、地域プラットフォームの形成数、具体的案件形成数の状況をフォローアップし、ホームページで結果を公表する予定	A	現状のフォローアップを実施し、公表するため	【継続】
						国土交通省 総合政策局	平成29年度までの支援先、平成28年度までの支援成果は全て公表済み。平成29年度の支援成果については平成30年度より随時公表予定。	A	国土交通省HP上に支援成果等順次公表しているため。	
15	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	⑦ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに情報提供、助言等を行う。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	国土交通省と連携し、平成28年度より全国9ブロックにおいて継続的に開催されている会議の中で国の施策や内閣府の取組に関する情報提供や地方公共団体等との意見交換を実施。	A	ブロックプラットフォームを活用し、施策等についての情報提供を実施できたため。	⑦ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに情報提供、助言等を行う。
						国土交通省 総合政策局	全国9ブロックで継続的に開催している。平成29年度は、ニーズを把握した上で以下の取組を実施。 ・首長意見交換会（4ブロック） ・セミナー・ワークショップ（8ブロック） ・サウンディング（試行）（4ブロック） また、コンセッションの先行事例を広く周知するためコンセッションセミナーを開催するとともに、上記取組の際に国土交通省のコンセッションの取組・推進に関する資料を配布。	A	ブロックプラットフォームでは、PPP/PFIの推進に資する情報提供を行うなどの取り組みを積極的に行っているため。	
16	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	①道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を引き続き推進する。	-	<国土交通省>	国土交通省 道路局	関係者間で検討を実施。	B	関係者間で継続的に検討を進めているため。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答)

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価(各府省庁による自己評価)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)	
17	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	②平成29年の都市公園法の改正による公募設置管理制度の創設等、PPP/PFI手法の拡充を行う。	(平成29年度まで)	<国土交通省>	国土交通省都市局	第193回通常国会において都市緑地法等の一部を改正する法律が成立、平成29年6月施行され、公募設置管理制度を創設。	○	「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改訂版)」に基づき、予定通り対応済み。	【完了】 都市公園法に基づく公募設置管理制度の着実な導入促進を図る。(平成29年度から) <国土交通省>
18	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	③国立大学法人の土地等について、当該法人の業務に関わらない用途としても、文部科学大臣の認可を受ければ第三者に貸付けることができる制度が創設されたことから、当該制度の活用により、国立大学法人の資産の有効活用が図られるようにするため、大学等に対して制度等についての周知を図る。	(平成29年度から)	<文部科学省>	文部科学省	・国立大学法人法改正を受けた第三者への土地等の貸付の規制緩和については、改正法が施行された平成29年4月1日以降、全国の国立大学法人の学長等が出席する会議(平成29年6月15日)等も含めた国立大学法人関係者が集まる会議等において周知を行っているところ。	○	・当該制度改正について、大学関係者に対して必要な周知等が図られたため。	【完了】
19	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	④若年人口の減少に伴い、今後小中学校等の遊休化が急速に拡大する中で、地域包括ケア拠点としての利活用等、文教施設等の集約・複合化等に向け、官民合同検討会、地元企業参画スキームの優良事例の横展開等を行う。	(平成29年度から)	<文部科学省、厚生労働省、内閣府>	文部科学省	・廃校活用事例集を活用し、各種説明会等において普及啓発を行う。 ・文科省・厚生労働省・内閣府とが連携し、地域プラットフォーム等を活用した情報提供を行う。 ・文教施設と福祉施設等を複合化した事例を盛り込んだ、文科省・厚生労働省連名の資料を作成した。これを活用し、各種説明会等で情報提供を行う。	A	・文科省・厚生労働省が連携して資料作成した。 ・地域プラットフォーム等において、文教施設と地域包括ケア拠点等の複合化についての講演を、3回行った。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価（各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	
20	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	⑤地方公共団体における公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳の整備・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。	—	<総務省>	総務省	<p>【公共施設等総合管理計画】 都道府県及び指定都市については全団体、その他の市区町村については99.4%の団体において、策定済み。（平成29年9月末時点）また、各団体の公共施設等総合管理計画の策定状況を、総務省のホームページにて公表している。</p> <p>【固定資産台帳】 「整備済」が1,586団体（88.7%）、「整備中」が202団体（11.3%）となっている。（平成29年9月末時点）また、各団体が公表した固定資産台帳へのリンク集を、総務省のホームページにて公表する予定（3月中）。</p>	A	公共施設等総合管理計画については、平成29年9月末時点でほぼ全ての団体において策定済みであり、また、総務省ホームページにおいて、公共施設等総合管理計画の主たる記載項目の内容について公表している。固定資産台帳については、平成29年9月末時点で約9割の団体において整備済みであり、今年度末までに全ての団体で整備が完了するよう要請している。また、各団体が公表している固定資産台帳へのリンク集を作成する予定（3月中）。	地方公共団体における公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳の整備・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。総合管理計画については、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る。<総務省>
21	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	①民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。	(平成29年度から)	<国土交通省、内閣府、総務省>	<p>国土交通省 総合政策局</p> <p>総務省</p> <p>内閣府</p>	<p>国土交通省 総合政策局</p> <p>国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォームや各種講演を活用して周知を図っている。</p>	A	本ガイドについて継続的に周知を図っているため。	【継続】
						総務省	全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、地方公共団体に対して周知を図っている。	A	本ガイドについて継続的に周知を図っているため。	
						内閣府	国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォームや各種講演を活用して周知を図っている。	A	周知活動を実施できているため	

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答)

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価(各府省庁による自己評価)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)	
22	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	②民間事業者が提案を行うために必要な情報提供、提案に対する応答、提案の評価方法、検討結果の公表、提案を行う民間事業者の権利利益の確保等を明記した民間提案活用指針を策定する。	(平成29年度末まで)	<内閣府>	内閣府	大府市への支援等を通じて、民間提案(PFI法に基づかないものも含めて)に関し、実情や、情報提供のあり方、提案の評価方法等の課題について調査検討を実施中。現在進行中の大府市の事業の状況を踏まえて、民間提案活用指針の策定の必要性も含めて引き続き検討中。	×	引き続き検討中のため。	官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ、既存の指針やガイドラインと併せて周知を図る。(平成30年度から) <内閣府>
23	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	③民間提案を活用する地方公共団体等に対する支援を実施する。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	平成29年度、支援対象とする地方公共団体(大府市)を選定(6月)。業務を委託するコンサルタントを決定し、民間提案を活用した取組に対する支援を実施。	A	支援対象機関において、民間提案募集が行われ、案件形成に向けた取組が進んでいる	【継続】
24	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	④優先的検討プロセスにおける民間提案制度のあり方を検討する。	(平成29年度末まで)	<内閣府>	内閣府	優先的検討に係る課題(算出したVFMの妥当性、客観性のある定性評価、調査費用の捻出等)を平成29年12月の優先的検討部会にて整理した。	×	現時点では課題の整理に止まり、具体的な検討が今後の課題となったため。	【取組番号8(優先的検討の実施主体の負担軽減策)に統合】 PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも実施主体の裾野拡大を図るため、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。(平成30年度から) <内閣府>
25	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	①国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充実させるなどにより、PPP/PFI事業に関する知識を有する職員等を育成する。	(平成28年度から)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省 総合政策局	平成29年度は講師に実務経験やノウハウが豊富な自治体職員や専門家を招き、事業発案から実施までの一連の流れを踏まえた講義を実施した。(参加者は91名。(前年度比約2倍))	A	国土交通大学校の研修などにより、自治体職員の知識・ノウハウの向上に努めているため。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価（各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）
26	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	② PPP/PFI事業に関する地方公共団体等からの照会・相談に対応する省庁横断的なワンストップ窓口について、公的不動産活用事業やバンドリング・広域化等の照会・相談に対応できるよう調整体制を強化するとともに、その周知を図る。	(平成29年度末まで)	<内閣府>	内閣府	PPP/PFIの実務を経験し、迅速に対応できる政策調査員等を配置。平成29年度に政策調査員を増員し体制強化を図っている。また、各種講演等を通じてワンストップ窓口支援の周知を実施。その他、ワンストップ窓口の制度の創設を盛り込んだPFI改正法案を平成30年通常国会に提出した	○ 体制を強化しつつ自治体等の各種問合せに対応している	改正PFI法案で創設する予定のワンストップ窓口や、地方公共団体等の求めに応じた助言機能等が円滑に運用されるよう速やかに体制を整え、効果的な助言等を実施する。（平成30年度から）<内閣府>
27	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	③ PPP/PFI事業の専門家や法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有するコンセプション事業の専門家を地方公共団体等に派遣し、PPP/PFI事業の実施に関する情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	地方公共団体等への専門家派遣は平成28年度46件実施。平成29年度は12月末時点で41件の申込があり、情報提供、助言等を行っているところ。また、高度専門家派遣による支援事業として平成28年度に大阪市の新美術館計画、平成29年度に南伊豆町の広域型廃棄物処理施設の整備・運営計画を支援した。	A 地方公共団体のニーズに応え、十分な支援が実施できたため。	【継続】
28	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	④ バンドリング・広域化、あるいは公的不動産利活用を含めた幅広い種類のPPP事業について先導性の高い優良事例を収集する。この際、地域経済の活性化への貢献のほか、庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んだ成功要因の分析も行い、これを同種・類似のPPP/PFI事業を実施しようとする地方公共団体等へ情報提供することにより横展開を図る。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	平成29年度、調査業務を活用し、事例についての情報収集を行い、活用が進んでいない分野や重点的に推進を図るべき分野等、分野ごとの状況を把握。それぞれの分野の状況に応じた情報収集及び横展開について検討を実施中。	B 検討実施中のため。	【継続】



PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答)

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組					PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況				
	章	節	内容	期限	担当府省庁	回答府省庁	平成29年度末までの取組	進捗度評価 (各府省庁による自己評価)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案 (改定アクションプランの記載案)	
29	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑤ 首長、地方議会等のPPP/PFIに対する理解促進を図るため、首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。	(平成29年度から)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省 総合政策局	平成28年度は5ブロック(関東、中部、東北、四国、九州)、平成29年度は4ブロック(北陸、近畿、北海道、中国)と全国9ブロックで首超意見交換会を開催した。	A	全国で首長意見交換会を開催したため。	【継続】
						内閣府	国土交通省と連携し、全国のブロックプラットフォームにおける首長意見交換会を実施。 また、資産経営・公民連携首長会議に参加し、首長向けに講演を実施。	A	首長意見交換会や首長向けの講演を実施できているため	
30	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑥ PPP/PFI事業に関する提案受付・相談窓口を設置するとともに、国自ら先行事例の形成を図る。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省 総合政策局	国土交通省のホームページ上に「PFI相談窓口」を設けている。また、自治体単位のプラットフォーム支援においても案件形成を図っている。	A	国土交通省のホームページ上に相談窓口を整え、幅広い相談受け付け体制を整えるとともに、支援を行っている自治体単位のプラットフォームに対しては積極的に働きかけ案件形成の促進を図っているため。	PPP/PFI事業に関する提案受付・相談窓口を設置し、自治体の案件形成の検討に対して助言等を行う。(平成29年度から) <国土交通省>
31	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑦ 水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「公営企業の経営のあり方に関する研究会」報告書に示された留意点等について、地方公共団体への周知を図る。	(平成29年度から)	<総務省>	総務省	全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議(平成30年1月25日)や全国都道府県・政令都市公営企業管理者会議など、地方公共団体を対象とした各種会議等において周知を図っていく。	A	平成29年4月以降、地方公共団体を対象とした各種会議等において説明を行っており、地方公共団体への周知が図られているため。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答)

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価(各府省庁による自己評価)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)	
32	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	①リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げるコンセッション事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・平成29年度は、1月末時点までに、5案件(むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業、帯広市新総合体育館整備運営事業等)について支援決定	A	着実に支援実績を積み重ねており、今年度から優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の運用が開始されたことを受けて、今後より一層資金供給機能を発揮することが想定される。	【継続】
33	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	②上下水道のコンセッション事業の導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の事業計画・収支計画・資金計画等の検討をサポートし、コンセッション事業の導入に向けた検討を促進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・浜松市上下水道事業管理者と上水道コンセッションの制度設計に係る論点を整理 ・宮城県上工下水一体官民連携運営検討会に参加のうえ、制度設計に係る意見を陳述 ・近江八幡市上下水道局に病院PFI事業との違いと水道コンセッションの意義・論点・留意点を説明し、意見を交換 ・須崎市下水道担当部と下水道コンセッションの論点・留意点を説明し、意見を交換 ・下水道展(2017年)の併催企画として国土交通省が開催した「下水道における課題解決のためのPPP/PFI説明会」において基調講演を実施 ・国土交通省による「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」に参加し、意見を交換 ・厚生労働省・経済産業省による「水道分野における官民連携推進協議会」に参加し、意見を交換	A	様々な規模の地方公共団体と意見交換等を行っており、機構のコンサルティング能力が発揮されている。	【継続】
34	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	③地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行うとともに、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・現在進行中の案件に関わる事業者や金融機関へのサポートを行うとともに、国土交通大学校、東海財務局及び地域プラットフォーム(相模原市、宮崎県及び石川県)等で、PFIのファイナンスについて講演を実施	A	引き続き、地域金融機関等からの出向者受入や講演・セミナー等を通じて地域人材の育成を図ることが必要。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価 （各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案 （改定アクションプランの記載案）	
35	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	④コンセッション事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・地銀等3行、民間ファンド8社、証券会社1社と、機構からの出資を得た形での民間インフラファンド設立に係るファンド運営方法及び投資案件動向に係る意見交換を実施。 また、三菱商事株式会社の100%連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社が組成した丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合について支援決定。	A	・様々な業種の会社と意見交換を実施しており、今後投資対象となる案件の動向やファンドの運営方法等について協議を行っている。 また、これまでの取り組みの意見交換の実施の結果、今年度に三菱商事が組成したインフラファンドへの支援決定を行っている。	【継続】
36	4. 集中取組方針	①空港	空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、次に掲げる措置等により、原則として全ての国管理空港にコンセッションを拡大するとともに、地方管理空港においても積極的な導入を図る。なお、国管理空港においては、今後のコンセッションに関する制度整備（ガイドラインの改定等も含む）や議論も踏まえて、平成29年度末までに関係府省にて議論・整理する。	(平成29年度末まで)	<国土交通省、関係府省>	国土交通省 航空局	・国管理空港の第1号案件である仙台空港においては、平成28年7月より東急前田豊通グループが設立した仙台国際空港株式会社が空港運営事業を開始しており、高松空港においては、平成29年7月に優先交渉権者を選定し、平成30年4月からの運営開始を予定している。 福岡空港においては、平成31年度からの運営開始に向けて公募選定手続きを行っており、熊本空港においては、平成32年度からの運営開始に向けて平成30年1月に実施方針を公表したところ。 このほか、北海道7空港（うち3空港は地方管理空港）においては平成32年度の運営開始に向けて、広島空港においても平成33年度の運営開始に向けた手続きを開始している。 地方管理空港についても、神戸空港において、平成29年7月に優先交渉権者を選定し、平成30年4月からの運営開始を予定しているほか、鳥取空港においては平成30年7月の運営開始に向けて、静岡空港、南紀白浜空港においても、平成31年度からの運営開始に向けて公募選定手続きを行っている。 ・国管理空港のコンセッションにおけるこれまでの対応について外部有識者による検証を行い、検証結果を今後の案件に反映していく。	B	空港コンセッション案件は着実に進捗しているため。 国管理空港における今後のコンセッションについては、関係府省で議論しているところだが、平成29年度末までに整理できていないため。	空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、次に掲げる措置等により、原則として全ての国管理空港にコンセッションを拡大するとともに、地方管理空港においても積極的な導入を図る。なお、国管理空港のコンセッションにおけるこれまでの対応について外部有識者による検証を行い、検証結果を今後の案件に反映していく。
37	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッションを推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省 航空局	コンセッション関連のセミナー、シンポジウム等に職員を派遣するなどの取組を実施するとともに、国土交通省ホームページにおいて、各空港における進捗状況、先行事例の公募書類等や提案概要、成果等を公表している。	A	国内外のセミナー・シンポジウムにおいて講演等を実施したほか、国土交通省ホームページにおいて、各空港における進捗状況等をわかりやすく紹介するよう努めているため。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答)

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価(各府省庁による自己評価)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)	
38	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッション実施による地域活性化等の効果を把握・公表し、コンセッションに対する地域の理解・機運を高める。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省 航空局	コンセッション関連のセミナー、シンポジウム等に職員を派遣するなどの取組を実施するとともに、国土交通省ホームページにおいて、各空港における進捗状況、先行事例の公募書類等や提案概要、成果等を公表している。	A	国内外のセミナー・シンポジウムにおいて講演等を実施したほか、国土交通省ホームページにおいて、各空港における進捗状況等をわかりやすく紹介するよう努めているため。	【継続】
39	4. 集中取組方針	①空港	・静岡空港や、北海道の小規模空港の事例を踏まえた事業モデルを構築し、横展開を図ることで、コンセッションの導入を抜本的に加速する。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省 航空局	空港管理者に対して静岡空港の事例やコンセッションの考え方を示すとともに、空港管理者からの個別の相談に対して積極的な助言等を行っている。今後、北海道の小規模空港の事例についても空港管理者である自治体に示す予定。	A	地方管理空港の自治体担当者からのコンセッション導入に関する相談等に随時対応を実施。イコールフルタイムの確保については、あらためて空港管理者である自治体への周知を実施予定であるため。	【継続】
40	4. 集中取組方針	①空港	・北海道における7空港でのコンセッションの導入については、以下の5原則に基づいて具体化・推進し、イコールフルタイムの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な事項の検討などの必要な施策も実施した上で運営権者選定を図る。 I. 4管理者が、7空港一体という枠組みに変更がないということを共有する。そして成功に向けて一致団結して責任を共有する。 II. 4管理者は、一心同体のプロジェクトチームとして共同で公平な入札を行い、競争の中で成長力も含めた7空港全体の能力強化に貢献する運営権者を選定する。 III. 運営権者の提案や要求水準を遵守しない事態が続いた場合には、4管理者全ての契約解除を念頭に対処できる包括的な仕組みをつくる。 IV. 黒字の空港による赤字補てんという形ではなく、民間の経営力と統合効果による自治体管理空港の成長を目指す。 V. 原則としては、選ぶ側と選ばれる側の立場の混同につながる管理者による出資は行わない。	(平成31年度末まで)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省 航空局	北海道における7空港については、5原則に基づき、イコールフルタイムの確保や特定地方管理者制度も踏まえて策定した基本スキーム案により、平成29年7～9月に民間投資意向調査(マーケットサウンディング)の手続きを実施するとともに、平成30年2月に北海道内7空港の管理者間において、実施方針の策定に向けた基本的事項を発表し、4管理者が連携して、実施方針を策定・公表予定。 なお、イコールフルタイムの確保については次期成長戦略策定前に各地方公共団体へ周知文書を発出する予定。	A	北海道における7空港の一体運営については、4管理者による協議会等を逐次開催することにより、関係者の合意を得ながら、イコールフルタイムの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な事項の検討などの必要な施策の検討を行ったため。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答)

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価(各府省庁による自己評価)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)	
41	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッション事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省 航空局	コンセッション事業者の規制緩和要望を踏まえ、携帯品免税制度の見直しについて平成29年度税制改正要望において要望した結果、昨年12月の与党税制改正大綱に盛り込まれ、平成29年4月から制度運用が開始された。 国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入に関しては、安全性に配慮することを前提に、関係者の意見を聞きながら規定改正等の検討を進めている。 保安区域への厨房機器等の持込み等については現行制度で対応可能である旨、運営権者(仙台空港)に伝達済み。 国と運営権者間で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすることについては、運営権者において計画内容の具体化を進めているところであり、関係省庁とも連携しながら検討を進めているところ。	A	コンセッション事業者の要望を踏まえて、左記の取り組みを実施しているため。	【継続】
42	4. 集中取組方針	②水道	次に掲げる措置等により、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。合わせて、既に検討に着手している案件について、事業開始まで切れ目ない支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図る。	(平成30年度末まで)	<厚生労働省>	厚生労働省	平成29年9月から新たに宮城県村田町が資産評価に着手し、宮城県、浜松市等を含む合計6自治体が資産評価(デューデリジェンス)に着手する等のコンセッション事業の具体化に取り組んでいる。その他、9自治体において、コンセッション方式を含む官民連携に向けた検討が行われている。その上で、既に検討に着手している上記15自治体と定期的に意見交換を実施することにより切れ目ない支援を行っている。	-	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組のとおり実施されているため。	次に掲げる措置等により、平成26年度から平成30年度までを集中強化期間として、6件の具体化を目標とする。なお、平成30年3月に国会に提出された水道法の一部を改正する法律案や、平成30年2月に国会に提出されたPFI法の一部を改正する法律案で規定する上下水道事業に係る債務を地方公共団体が運営権対価で繰上償還する際の補償金の減免措置を通じて、制度の改善やインセンティブ設計を行っており、合わせて、既に検討に着手している案件について、事業開始まで切れ目ない支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図る。
43	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、中長期的な水道料金の見込み等が記載された事業計画の策定・公表状況について国においてフォローアップを行う。	(平成29年度から)	<厚生労働省>	厚生労働省	料金制度について中長期的な見通しに立った分析、検討を行うことを含む水道事業ビジョンを厚生労働省から水道事業者等に策定を求めており、年度末までにその策定・公表の状況をフォローアップする。また、水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする等の水道の基盤強化のための水道法の一部を改正する法律案を平成29年3月7日に国会へ提出したが、平成29年9月28日に衆議院が解散し、審議未了により廃案となった。平成30年3月9日に同法案が閣議決定され、同日、第196回通常国会に提出された。今後、同法案の早期の成立を目指してまいりたい。	A	水道事業ビジョンの策定・公表の状況をフォローアップしており、また、法案が成立した場合、PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組のとおり実施されるため。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価 （各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案 （改定アクションプランの記載案）	
44	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることを国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を強力に後押しする。	（平成28年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携協議会」や「水道の基盤強化のための地域懇談会」等において、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、先行的に取り組んでいる事例を紹介することなどにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進した（官民連携協議会は、H29年度は計4回実施、地域懇談会は、H29年度は計5回実施）。	A	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組のとおり実施し（H29年度は官民連携推進協議会などを合計9回開催）、その中で積極的な情報共有等を図っているため。	【継続】
45	4. 集中取組方針	②水道	・水道分野におけるコンセッション等事業の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用した啓発活動を実施する。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携協議会」や「水道の基盤強化のための地域懇談会」等において、官民連携による取組事例を紹介する等の啓発活動を実施するとともに、民間資金等活用事業推進機構など専門家を交えた意見交換行い、ノウハウの共有を図った（官民連携協議会は、H29年度は計4回実施、地域懇談会は、H29年度は計5回実施）。	A	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組のとおり実施し（H29年度は官民連携推進協議会などを合計9回開催）、その中で積極的な情報共有等を図っているため。	【継続】
46	4. 集中取組方針	②水道	・水道法の一部を改正する法律案が成立した場合には、水道事業においてコンセッション事業を実施する際に参考となる契約書及び要求水準書のひな形の作成及び周知を実施する。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	平成29年9月28日に衆議院が解散し、水道法の一部を改正する法律案は審議未了により廃案となった。平成30年3月9日に同法案が閣議決定され、同日、第196回通常国会に提出された。今後、同法案の早期の成立を目指すとともに、契約書及び要求水準書のひな形の作成等に取り組む。	-	取組の前提となる水道法の一部を改正する法律案が成立していないため、進捗を示すことができないが、引き続き、PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組のとおり取り組む予定であるため。	【継続】
47	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業の具体的な案件形成を行うため、既に第三者委託等のPFI事業に取り組んでいる地方公共団体等を対象に更なる首長等へのトップセールスを実施する。	（平成30年度末まで）	<厚生労働省>	厚生労働省	平成29年度は、24水道事業者等に対してトップセールスを実施した。	A	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組のとおり実施されているため。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価 （各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案 （改定アクションプランの記載案）	
48	4. 集中取組方針	②水道	・水道法の一部を改正する法律案が成立した場合、水道事業におけるコンセッション制度の運用について、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意するとともに、新たな許可制度の運用について詳細を検討する。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	平成29年9月28日に衆議院が解散し、水道法の一部を改正する法律案は審議未了により廃案となった。平成30年3月9日に同法案が閣議決定され、同日、第196回通常国会に提出された。今後、同法案の早期の成立を目指すとともに、新たな許可制度の運用について詳細に検討する予定。	-	取組の前提となる水道法の一部を改正する法律案が成立していないため、進捗を示すことができないが、引き続き、PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組のとおり取り組む予定であるため。	【継続】
49	4. 集中取組方針	②水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	（平成28年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行った。	A	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組のとおり実施されているため。	【継続】
50	4. 集中取組方針	②水道	・水道分野において先進的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	水道分野における官民連携協議会において、他分野の先進事例である公共下水道におけるコンセッション事例（浜松市）や工業用水道分野の動向等に関する情報提供等を実施するとともに、宮城県・奈良市・浜松市など先進的に取り組む水道事業者に対して定期的に技術的助言や意見交換を行った。	A	先進的に取り組みを実施している宮城県・奈良市・浜松市において、マーケットサウンディングを実施するなど具体的な検討が進行しているため。	【継続】
51	4. 集中取組方針	③下水道	次に掲げる措置等により、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。合わせて、既に検討に着手している案件について、事業開始まで切れ目ない支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図る。	（平成29年度末まで）	<国土交通省>	国土交通省 水管理・国土保全局	大阪市・宮城県・小松市・大分市・大牟田市では、コンセッション方式等の検討が行われており、事業の具体化に向けた助言等を実施した。また、平成30年4月に事業開始予定の浜松市に加え、奈良市、三浦市、須崎市、宇部市、村田町のように、すでに事業の具体化に向けた取組を進めている都市も含め、これらの地方公共団体に対して案件スキームの検討や課題の抽出等に関する支援を行うとともに、定期的に意見交換や助言等を実施することにより切れ目ない支援を行った。	-	地方公共団体に対する助言等、切れ目ない支援の結果、村田町が平成29年10月にデューデリジェンス実施に至っており、来年度事業開始予定の浜松市、すでに具体化している須崎市、三浦市、奈良市、宇部市と合わせて目標6件の達成に向けて努力をしているため。	引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を平成31年度末までとする。

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答)

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価(各府省庁による自己評価)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)	
52	4. 集中取組方針	③下水道	・下水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、中長期的な下水道料金の見込みが記載された事業計画の策定・公表について国においてフォローアップを行う。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省水管理・国土保全局	全国の下水道管理者において、中長期的な下水道料金の見込みが記載された事業計画を平成30年11月までに策定することとなり、平成29年12月末における事業計画の策定率は49%である。また、策定された事業計画については、適宜国土交通省のホームページ上で公表している。	A	中長期的な下水道料金の見込みが記載された事業計画について、着実に策定が進んでおり、策定された事業計画を国土交通省のホームページに公表することで、財務や経営の「見える化」を推進しているため。	・下水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について、地方公共団体間で比較できる情報を提供するとともに、下水道事業における中長期の収支見直しを見直すための推計モデル(「Model G」)の活用を促進する。また、中長期的な下水道使用料の見込みが記載された事業計画の策定・公表について国において引き続きフォローアップを行う。
53	4. 集中取組方針	③下水道	・先行的に下水道のコンセッション事業に取り組んでいる浜松市のコンセッション事業の着実な事業開始を支援する。その他具体的に検討を進めている大阪市・奈良市・三浦市・須崎市・宇部市等に対して、技術的な助言等を実施し、案件形成を支援する。これらの地方公共団体における課題やその解決策等を抽出し、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を強力に後押しする。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省水管理・国土保全局	浜松市は平成30年4月の事業開始に向け、準備を進めているところであり、継続して支援を行った。また、その他に検討を進めている地方公共団体については、案件形成や課題の検討等について財政的支援や助言を実施した。引き続き、これらの都市に対する支援を行うとともに、得られた課題への対応策や知見等については、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を平成29年度に5回開催し、他の地方公共団体に共有した。また、本年7月に新たに「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 民間セクター分科会」を設置しており、更なるコンセッション事業の促進のための課題等を検討し、同事業の活用を強力に後押ししている。	A	先行的にコンセッション事業に取り組む浜松市等に対する支援を実施するとともに、地方公共団体向けの検討会や地方ブロック単位での説明会などにおいて、課題や解決策等を示し、コンセッション事業等の導入促進を図っているため。	先行的に下水道のコンセッション事業に取り組んでいる浜松市のコンセッション事業の着実な事業実施を支援する。その他具体的に検討を進めている地方公共団体に対して、技術的な助言等を実施し、案件形成を支援する。これらの地方公共団体における課題やその解決策等を抽出し、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を強力に後押しする。
54	4. 集中取組方針	③下水道	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」に民間企業を加え、官民リスク分担等の課題について対応策等の検討を行う。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省水管理・国土保全局	平成29年度は「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を計5回開催した。(3月の開催予定も含む) また、地方公共団体の検討会とは別に、本年7月に新たに「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 民間セクター分科会」を設置し、民間事業者の視点でのPPP/PFI事業の導入促進のために、官民リスク分担等の課題の検討等を実施した。(第2回民間セクター分科会については、2月に開催予定)	A	平成29年度は、地方公共団体向けの検討会を5回、民間企業向けの検討会を2回開催し、官民リスク分担等の課題について検討を実施し、報告書をとりまとめて公表する予定であるため。	「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」や「民間セクター分科会」を通じて官民のリスク分担や課題の解決策について、検討を進めるとともに、コンセッション事業に取り組む地方公共団体の検討の状況の「見える化」を行う。
55	4. 集中取組方針	③下水道	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」とは別に、ブロック単位等の地方において、意見交換会等を行い、国の職員等を派遣する。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省水管理・国土保全局	平成30年1～2月に、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」とは別に地方整備局(全国10箇所)において、地方公共団体向けに官民連携等についての勉強会を実施する。	A	「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」とは別に全国10箇所において、地方公共団体向けの勉強会を行っているため。	【継続】



PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価 （各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案 （改定アクションプランの記載案）	
56	4. 集中取組方針	③下水道	・下水道分野において、コンセッション事業の更なる具体的な案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省水管理・国土保全局	平成29年度は32の地方公共団体の首長や事業管理者等に対して実施している（平成29年12月末）。引き続き、コンセッション事業の更なる具体的な案件形成を行うため、トップセールスを実施していく。	A	平成28年度に比べおよそ2倍の地方公共団体に働きかけ、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」への参画団体数も増加しているため。（検討会には平成29年12月時点で約60の団体が参画）	【継続】
57	4. 集中取組方針	③下水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省水管理・国土保全局	アクションプラン記載の各種取組について、四半期毎にフォローアップを行った。	A	各種取組について適切なフォローアップを行ったため。	【継続】
58	4. 集中取組方針	③下水道	・コンセッションを含むPPP/PFIの導入促進に向け、官民リスク分担に関するガイドラインの策定等新たな措置を講ずる。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省水管理・国土保全局	コンセッションを含むPPP/PFIの導入促進に向け、民間セクター分科会での議論等を踏まえ、報告書等にとりまとめて公表する予定である。	A	平成29年度において、民間セクター分科会を設置し、課題の検討等を実施し、地方公共団体向けのPPP/PFI検討会との連携を行い、報告書をまとめる予定であるため。	【取組番号54に統合】
59	4. 集中取組方針	③下水道	・下水処理施設等の改築への支援（社会資本整備総合交付金等）にあたって、コンセッションの導入の検討を要件化したところであり、具体的成果が速やかに現れるよう、制度改革の趣旨を地方公共団体に周知徹底するとともに、コンセッションの導入に係る検討の状況の「見える化」の検討を含め、制度を効果的に運用するための仕組みを整理する。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省水管理・国土保全局	全国下水道主管課長会議等をはじめ、各種会議等でコンセッション導入検討要件化等の制度改革を周知している。各地方公共団体のコンセッション導入に向けた取組状況については、未来投資会議においても公表しており、内閣府のホームページ上にも掲載しているところ。今後も引き続き、検討の状況の「見える化」を実施していく。	A	コンセッションの導入の検討要件化について、制度改革の趣旨を地方公共団体へ周知するとともに、コンセッション導入の取組状況を未来投資会議で公表し、内閣府のホームページに掲載することで、取組状況の「見える化」を実施したため。	【取組番号5と54に統合】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価（各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	
60	4. 集中取組方針	④道路	今後新たに実施を希望する管理者が出てきた場合には、特区制度側での対応も踏まえつつ、その時点で新たな数値目標の設定のあり方を速やかに検討する。	—	<国土交通省>	国土交通省 道路局	愛知県道路公社の先行事例については、地方ブロックプラットフォームや関係者会議において、情報提供を実施してきている。	A	愛知県道路公社の先行事例について、地方ブロックプラットフォーム等において、情報提供を実施しているため。	愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社へのコンセッション事業の適用拡大を図るため、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めとした横展開を図る。
61	4. 集中取組方針	④道路	・愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社へのコンセッション事業の適用拡大を図るため、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めとした横展開を図る。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省 道路局				
62	4. 集中取組方針	⑤文教施設	次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	(平成30年度まで)	<文部科学省>	文部科学省	・報告書「文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）における公共施設等運営権制度の可能性と導入について」を用い、地域プラットフォーム等を通じて、地方公共団体等に普及啓発を行う。 ・具体的な案件形成が進むよう、平成29年度から、先導的に事業の検討を行う地方公共団体に対する支援事業を実施。（平成29年度予算事業。平成30年度も引き続き実施予定。）併せて、文科省において実務的な手引きについて策定する。（平成29年度予算事業）	—	・現時点で実施契約締結1件、実施方針の策定1件となっているため。 ・先導的開発事業として、コンセッション事業の導入を検討する自治体を3件採択し、支援を行った。 ・手引きについては策定に向け、実施中である。	【継続】
63	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。）について、有識者検討会の最終報告を踏まえ、コンセッション事業を活用した利用者の満足度の向上や収益性を高める取組が実行されるよう、地方公共団体を支援する。	(平成28年度から)	<文部科学省>	文部科学省	・具体的な案件形成が進むよう、平成29年度から、先導的に事業の検討を地方公共団体に対する支援事業を実施。（平成29年度予算事業。平成30年度も引き続き実施予定。）	A	・先導的開発事業として、コンセッション事業の導入を検討する自治体を3件採択し、支援を行った。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答)

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価(各府省庁による自己評価)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)	
64	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設の具体的な案件形成を行うため、関係府省と連携しながら、地方公共団体等への働きかけを実施する。	(平成28年度から)	<文部科学省>	文部科学省	・地域プラットフォーム、地方公共団体向けの説明会、事務連絡等を活用し、地方公共団体等に対し、有識者会議の報告書や文科省及び他省庁の予算事業等について周知。 ・また、内閣府予算事業に採択されている自治体にも個別ヒアリングを実施。	A	・地域プラットフォームや各種セミナー等において、文教施設のPPP/PFIについての講演を、13回行った。 ・有識者検討会の最終報告書を印刷製本し、地方自治体へ発送した。またその際、事務連絡で支援事業について周知した。 ・内閣府予算事業に採択されている自治体へ個別ヒアリングを行った。	【継続】
65	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設へのコンセッション事業の活用の在り方に関する有識者検討会での最終報告を踏まえ、地方公共団体において具体的な案件形成が行われるよう、引き続き地方公共団体に対する支援を実施するとともに、実務的な手引きを策定する。	(平成29年度から)	<文部科学省>	文部科学省	・具体的な案件形成が進むよう、平成29年度から、先導的に事業の検討を行う地方公共団体に対する支援事業を実施。併せて、文科省において実務的な手引きについて策定予定。(平成29年度予算事業)	A	・先導的開発事業として、コンセッション事業の導入を検討する自治体を3件採択し、支援を行った。 ・手引きについては策定に向け、実施中である。	有識者検討会の最終報告を踏まえ、地方公共団体において文教施設の具体的な案件形成が行われるよう、実務的な手引きの周知を図る。(平成30年度から) <文部科学省>
66	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・有識者検討会の最終報告を踏まえ、都市部の文教施設における案件形成においては、周辺他施設も包含した複合的運営による集客力拡大等の取組が進められるよう、地方公共団体を支援する。	(平成28年度から)	<文部科学省、内閣府>	文部科学省	・文部科学省において、有識者会議(「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」)を設置し、平成29年3月末に最終報告書を取りまとめ、複合的運営の可能性や先導的な検討事例を整理。 ・具体的な案件において、複合的運営の検討が進むよう、平成29年度から、先導的に事業の検討を地方公共団体に対する支援事業を実施。(平成29年度予算事業。平成30年度も引き続き実施予定。)	A	・地域プラットフォーム等において、有識者検討会の最終報告書についての講演を13回行った。 ・有識者検討会の最終報告書を印刷製本し、地方自治体へ発送した。またその際、事務連絡で支援事業について周知した。 ・先導的開発事業として、コンセッション事業の導入を検討する自治体を3件採択し、支援を行った。	【継続】

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答)

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価(各府省庁による自己評価)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)
67	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化を目標とする。	(平成30年度まで)	<国土交通省>	国土交通省住宅局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算措置等の内容については下記のとおり</li> <li>- 地方公共団体におけるPPP/PFI導入を支援する事業(基本構想検討に対する支援)を実施。</li> <li>- 社会資本整備総合交付金において、「PPP/PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業」を重点配分対象化。</li> <li>- 地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、H28年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化。さらに、H29年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化。</li> </ul>	- PPP/PFI検討等への予算措置等により、平成30年度までに6件の案件形成の目標に向けて、現時点で3件が事業契約済、4件が事業予定者決定済。また、3件が事業者募集中であり、着実に進捗中。	【継続】平成30年度以降についても、目標達成に向けて、左記の事業について引き続き支援を実施。
68	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	・公営住宅の建替・集約化に際して、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要である。	-	<国土交通省>	国土交通省住宅局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度までに6件の案件形成の目標に対し、現時点で4件(神戸市、池田市、岡山市、東京都)が事業契約済。</li> <li>・目標の達成に向けて、現在4件(埼玉県、大阪府、京都市、愛知県)が事業予定者を決定し、事業契約の締結に向けた調整を行っているところ。</li> </ul>		
69	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	・このため、将来的なコンセッション事業の活用を視野に入れ、収益型事業や公的不動産利活用事業の積極的活用により、公的負担の抑制を図る。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省住宅局			

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価 （各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案 （改定アクションプランの記載案）	
70	4. 集中取組方針	⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設	次に掲げる措置等により、平成29年度から平成31年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（平成31年度まで）	<国土交通省>	国土交通省 港湾局	福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件について、スキーム構築を支援。	-	福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件について、平成30年頃の公募開始に向けて、福岡市のスキームの検討が進捗した。	【継続】
71	4. 集中取組方針	⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設	・福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件等において、海外の事例やユーズのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。	（平成31年度まで）	<国土交通省>	国土交通省 港湾局		B		
72	4. 集中取組方針	⑧MICE施設	次に掲げる措置等により、平成29年度から平成31年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（平成31年度まで）	<国土交通省>	国土交通省 観光庁	・下記2件（横浜市みなとみらい21中央地区・20街区MICE施設・愛知県国際展示場）のコンセッション事業が進捗中。  （参考） 【横浜市みなとみらい21中央地区・20街区MICE施設】 平成32年4月の事業開始に向け、平成29年3月に実施契約を締結。 【愛知県国際展示場】 平成31年9月の事業開始に向け、平成29年7月に募集要項を公表し、12月に優先交渉権者を決定、平成30年1月に基本協定を締結。	-	31年度までに6件の目標に対し、29年度2件が実施契約締結に至ったため。	【継続】
73	4. 集中取組方針	⑧MICE施設	・福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件等の先行事例を踏まえ、コンセッション方式のメリット等に係る情報を他の地方公共団体に対し積極的に提供し、これら地方公共団体における同方式の導入を促していく。	（平成31年度まで）	<国土交通省>	国土交通省 観光庁	・平成29年7月、観光庁において策定した「関係府省MICE支援アクションプラン中間とりまとめ」に基づき、「MICE施設の運営等におけるコンセッション方式の導入促進」に向けて、関係府省と連携し取り組み中。 ・コンセッション方式導入の可能性がある自治体・施設を整理し、神戸市などに対し同方式の導入に向けた働きかけを行った。また、観光庁にて設置した「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」や国土交通省主催の「コンセッション事業推進セミナー」等の機会を活用し、各自治体MICE担当者の知見の共有等を行った。	A	観光庁による情報共有だけでなく、「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」や官民連携政策課主催の「コンセッション事業推進セミナー」では直接自治体から同方式の導入経緯等について知見の共有の場を設ける事ができたため。	・横浜みなとみらい21や愛知県国際展示場のコンセッション案件等の先行事例を踏まえ、コンセッション方式のメリット等に係る情報を他の地方公共団体に対し積極的に提供し、これら地方公共団体における同方式の導入を促していく。（平成31年度まで）

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答)

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況			
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価(各府省庁による自己評価)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)	
74	4. 集中取組方針	⑨その他の分野及び分野横断的事項	・公営発電施設について、コンセッション方式を活用したPFI事業のあり方について検討し、重点分野の指定と数値目標の設定について結論を得る。	(平成29年度末まで)	<経済産業省>	経済産業省	公営発電事業者からコンセッション方式を活用したPFI事業に対する意見を聴取し、期待される効果と問題点・課題を洗い出し。さらに、意見を踏まえ、水力発電の促進とコンセッション方式によるPFI事業への移行検討を促す観点から、平成30年度予算において、コンセッション方式によるPFI事業の導入を前提とした、水力発電開発地点のF/S調査に対する補助事業を新たに計上。	○	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組の通り実施	○公営水力発電 次に掲げる措置等により、平成30年度から平成32年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。 ・コンセッション方式によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を計上し、地方公共団体における検討、移行を支援する。
75	4. 集中取組方針	⑨その他の分野及び分野横断的事項	・工業用水道事業へのコンセッション方式導入案件形成に向けた導入可能性等調査5件を目標に実施する。	(平成30年度末まで)	<経済産業省>	経済産業省	コンセッション方式の案件形成に向けた導入可能性等調査を5自治体を対象に実施	○	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組の通り実施	○工業用水道 次に掲げる措置等により、平成30年度から平成32年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。 ・コンセッション方式の案件形成に向けた導入可能性調査やデューデリジェンス等を実施する。
76	4. 集中取組方針	⑨その他の分野及び分野横断的事項	・地方公共団体等が行うデューデリジェンス等のコンセッション事業の準備事業に要する負担に対する支援を実施する。	(平成28年度から)	<厚生労働省、国土交通省>	厚生労働省	厚生労働省の予算事業において、コンセッション方式の活用を選択肢の1つとして考える自治体における官民連携に係る検討を支援している(平成28年度:近江八幡市及び竜王町、平成29年度:小諸市)。また、コンセッション事業等の導入に向けた調査等に関する事業に要する負担の一部を支援している(平成28年度:橋本市、紀の川市及び二セコ町、H29年度:京都府、村田町及び二セコ町)。	A	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組の通り実施されているため。	【継続】
						国土交通省 総合政策局 ※その他該当あれば	(総政局) 平成29年度までに、先導的官民連携支援事業により12件の支援を実施している。 (水局) 平成29年度はコンセッション事業を含むPPP/PFIの導入を検討している三浦市、宇部市、小松市、須崎市、奈良市、赤磐市、周南市、津幡町、富士市の案件形成に関する準備事業の支援を実施した。	A	(総政局) 先導的官民連携支援事業により継続的にコンセッション事業の導入に向けた調査等の支援を実施しているため。 (水局) 平成29年度は、コンセッション事業を含むPPP/PFIの導入を検討している地方公共団体に対して検討を支援している。また、平成30年度においても、同様の支援を継続する予定であるため。	

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況（各府省庁の回答）

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成29年度末までの取組	進捗度評価 （各府省庁による自己評価）	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる取組案 （改定アクションプランの記載案）
77	4. 集中取組方針	⑨その他の分野及び分野横断的事項	・民間事業者との対話を通じてコンセッション事業の更なる活用推進を図るため整理した課題への解決に向けて、別紙の措置を講ずる。	（平成30年度末まで）	<関係府省>		関係府省から随時報告を受け、内閣府にてガイドラインを策定。	○ ガイドラインを策定したため。	【完了】
78	4. 集中取組方針	⑨その他の分野及び分野横断的事項	・指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であつても使用を許すことが可能となるよう、PFI法について、平成30年通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。	（平成28年度から）	<内閣府、総務省>	内閣府	公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における手続面の課題を解決し、実質的に当初予定していた措置と同様の効果を得るべく、利用料金等に関する地方自治法の特例の創設を盛り込んだPFI法改正法案を平成30年通常国会に提出した。	○ 必要な措置を講ずる法案を国会に提出したため。	【完了】 ※内閣府令、基本方針、ガイドライン等の関連法令・制度の制定は追って対応
						総務省		○ 必要な措置を講ずる法案を国会に提出したため。	

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に新たに掲げる具体的取組案(各府省庁の回答)

取組番号	本取組の概要	章	節	期限	担当府省庁	平成29年度末までの取組	平成30年度以降の取組 (改定アクションプランの記載案)
新1	・実施主体の負担を軽減する柔軟性・実効性のある検討・導入手法の開発を検討する。 ・実施主体の経験に応じた支援・情報の横展開を行う。	3. 推進のための施策	(1)実効性のあるPPP/PFI導入検討・優先的検討の推進	平成30年度から	内閣府	—	③PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも実施主体の裾野拡大を図るため、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。 ②地域の実情や運用状況、先事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、経験の少ない地方公共団体にも分かりやすい情報の横展開を図る。 ※現アクションプランの進捗確認シートの取組番号8にも記載
新2	PPP/PFI推進に資するデータの見える化の推進を図る。 (優先的検討規程関連)	3. 推進のための施策	(1)実効性のあるPPP/PFI導入検討・優先的検討の推進	平成30年度から	内閣府	平成29年度末・30年度上半期末の策定状況を調査・公表。	策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施するとともに、毎年度策定状況を公表する。 ※現アクションプランの進捗確認シートの取組番号1にも記載
新3	PPP/PFI推進に資するデータの見える化の推進を図る。 (民間事業の参入意欲刺激)	2. PPP/PFI推進に当たったの考え方	(1)基本的な考え方		内閣府	—	・・・より多くの民間事業者・投資家を呼び込み、提案を積極的に引き出すため、民間事業者・投資家の参入意欲を刺激するようなデータ(潜在的な市場規模等)の「見える化」も図る・・・
新4	市場性の低い低未利用公的不動産利活用について、優良事例の成功エッセンス等を抽出し、横展開を図る。	3. 推進のための施策	(3)公的不動産における官民連携の推進	平成30年度から	内閣府 国土交通省 (土地・建設産業局)	—	⑤低未利用公的不動産の有効活用が図られるよう、経験値の少ない地方公共団体に対しても分かりやすいように配慮した情報の横展開を図る。例えば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出することや、平成30年3月に改訂した「公的不動産(PRE)の民間活用の手引き」の周知等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るような環境の整備を進める。



PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に新たに掲げる具体的取組案(各府省庁の回答)

取組番号	本取組の概要	章	節	期限	担当府省庁	平成29年度末までの取組	平成30年度以降の取組 (改定アクションプランの記載案)
新5	改正PFI法案で創設する予定のワンストップ窓口や、地方公共団体等の求めに応じた助言機能等が円滑に運用されるよう速やかに体制を整え、効果的な助言等を実施する。	3. 推進のための施策	(5)情報提供等の地方公共団体に対する支援	平成30年度から	内閣府	—	改正PFI法案で創設する予定のワンストップ窓口や、地方公共団体等の求めに応じた助言機能等が円滑に運用されるよう速やかに体制を整え、効果的な助言等を実施する。 ※現アクションプランの進捗確認シートの取組番号26にも記載
新6	PPP/PFIの活用が進む先進的な地方公共団体における取組や組織設計等の成功エッセンスを抽出し、横展開を図る。	3. 推進のための施策	(5)情報提供等の地方公共団体に対する支援	平成30年度から	内閣府	—	⑨PPP/PFIの活用が進む先進的な地方公共団体の取組や組織設計等のうち、共通する要素や特徴的な要素等を抽出し、他の地方公共団体で参考となるような情報の横展開を図る。
新7	更なる啓発とメッセージ発信を行う。	2. PPP/PFI推進に当たっての考え方	(1)基本的な考え方		内閣府	政府インターネットTV等による啓発やアクションプランや各種手引等によるメッセージ発信を実施。	・・・首長・地方議会等の理解促進のために更なる啓発とメッセージ発信が重要である。・・・
新8	PPP/PFI推進の障害事項を整理し、対策を検討する。	2. PPP/PFI推進に当たっての考え方	(1)基本的な考え方		内閣府	法改正等を実施。	・・・PPP/PFI事業を実施する上で明らかになったり、地方公共団体・民間事業者等から寄せられたりした課題や制度面の障害事項等を適切に把握し解決を図ること・・・が重要である。
新9	期間満了案件の効果検証を行う。	3. 推進のための施策	(7)その他	平成30年度から	内閣府	—	①事業期間が満了したPPP/PFI事業について、事業期間中に発生した効果・課題等を官民双方の視点から検証するとともに、まだ多くの地方公共団体でPPP/PFI事業の導入が進まない理由を分析する。

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に新たに掲げる具体的取組案(各府省庁の回答)

取組番号	本取組の概要	章	節	期限	担当府省庁	平成29年度末までの取組	平成30年度以降の取組 (改定アクションプランの記載案)
新10	官民のリスク分担や契約条件等の実態把握調査を行い、対策を検討する。	3. 推進のための施策	(7)その他	平成30年度から	内閣府	—	②官民が双方の強みを生かした適切な役割分担でPPP/PFI事業を実施することにより、適切な民間事業者・投資家が参画しやすくなるよう、官民のリスク分担や契約条件等の実態把握調査を行い、対策を検討する。
新11	国土交通省が、地域課題の確認から事業化に至るまで支援することにより、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題克服に資するモデルを形成し、全国に横展開を図る。	3. 推進のための施策	(1)実効性のあるPPP/PFI導入検討・優先的検討の推進	平成30年度から	国土交通省 (総合政策局)	—	④分野横断や広域連携による官民連携事業など、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題の克服に資するモデルの形成を図る。